

令和四年十二月二十三日

聖籠町農業委員会第二十五期

第十回総会議事録



聖籠町農業委員会第25期第10回総会議事録

聖籠町農業委員会第25期第10回総会は、令和4年12月23日、聖籠町役場において招集された。

1 出席委員

- | | |
|---------------|------------------|
| 1番 八幡 裕（会長） | 2番 宮下 吉勝（会長職務代理） |
| 3番 神田 勝（農地部長） | 4番 新保 勇（農政部長） |
| 6番 齋藤 直樹 | 7番 齋藤 睦子 |
| 8番 栗原 一成 | 9番 本間 政春 |
| 10番 新保 要一 | 11番 新保 昭治 |
| 12番 宮野 公之 | 13番 岩淵 せん |

2 欠席委員 5番 堀 常正

3 出席した職員は、次のとおりである。

局長 長谷川 一也 主幹 吉田 晃一

4 総会の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画による（所有権移転）申出審査について

日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画による（利用権設定）申出審査について

日程第7 議案第5号 農用地利用集積計画による（利用権移転）申出審査について

日程第8 議案第6号 農用地利用集積計画による（利用権設定・農地中間管理権）申出審査について

日程第9 報告事項 農業委員会事務専決報告について

報告第1号 農用地利用集積計画の変更届出について

報告第2号 農用地利用配分計画案（利用権移転・農地中間管理権）について

報告第3号 農地法の適用を受けない事実確認願（非農地証明）について

5 会議の概要

議長 　　ただいまより、聖籠町農業委員会第25期第10回総会を開会します。
（開 会 午後4時00分）

議長 　　日程第1、議事録署名委員の指名について、会議規則第14条の規定により、6番委員、7番委員を指名いたします。
　　なお、説明者には主幹、書記には局長を指名します。

議長 　　日程第2、会期の決定について、令和4年12月23日、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 　　異議なしと認め、本日1日限りと決定いたします。

議長 　　日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

主幹 　　はい。それでは1頁をご覧ください。

（議案朗読）

この案件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の

すべてを満たすと考えます。以上であります。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明をお願いします。

農地部長 はい。この件につきまして、全員異議なく許可相当であると報告させていただきます。以上です。

議長 農地部長より補足説明がありました。第1号議案について質疑、意見がある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 議案第1号について、許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、許可することに決定します。

議長 日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明をお願いします。

主幹 はい。それでは2頁をご覧ください。

(議案朗読)

この案件は、農地法第4条第6項第6号に該当し、一時的な利用に供するものであることから、許可相当と判断されます。

(議案朗読)

この案件は、農地法第4条第6項第1号ロ(1)に該当し、第3種農地(市街地の農地)と判断されます。以上であります。

議長 これらの件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明を願います。

農地部長 はい。番号13におきましては、全員異議なく許可相当でよろしいとの事でした。また番号14に関しましては、9番委員より委員立会のもとで許可しましたので、農機具・自動車修理工場については、廃油等の処置に

については徹底し、周辺に悪影響が無いよう、また関係課との協議をしっかりとしてほしいとの要望がありました。なお、こちらについても許可相当でよろしいとの事でした。以上です。

議長 農政部長より補足説明がありました。これらの件につきまして質疑、意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 議案第2号について、許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

議長 日程第5、議案第3号 農用地利用集積計画による(所有権移転)申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

主幹 はい。それでは3頁をご覧ください。

(議案朗読)

この案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上であります。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

農政部長 はい。議案第3号については、先程の事前部会において、承認相当でよろしいとの事でした。以上です。

議長 農政部長より補足説明がありました。この件につきまして質疑、意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 議案第3号について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議長 日程第6、議案第4号 農用地利用集積計画による（利用権設定）申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

主幹 はい。それでは4頁をご覧ください。

（議案朗読）

これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上であります。

議長 これらの件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

農政部長 はい。議案第4号については事前部会におきまして、全員異議なく、承認相当でよろしいとの事でした。以上です。

議長 農政部長より補足説明がありました。この件につきましては、会議規則第11条議事参与に関する案件を先に審議いたします。3番委員、退席願います。

（3番委員 退席）

議長 番号12、13について質疑、意見のある方の発言を求めます。

（質疑・意見なし）

議長 番号12、13について承認することに決定して、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

（6番委員 入場、着席）

議長 続きまして2番委員、退席願います。

（2番委員 退席）

議長 番号14、15について質疑、意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 番号14、15について承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

(2番委員 入場、着席)

議長 これで議事参与に関する案件が終了いたしました。ほかの案件について、審議いたします。質疑、意見のある方の発言を求めます。

3番委員 はい。私の方からちょっと補足説明よろしいですか。

議長 はい。どうぞ。

3番委員 番号12・13についてですが、ひまわり起耕という事で、10aあたり20,000円という設定になっています。聖籠町は21,000円ですけど、これ、私達のアスパラ加工売りグループから譲り受けて、作ってくれないかと。この人達が要は今まで20,000円で借りていたんで、そのまま20,000円をお願いします。という事でしたので、本来聖籠町は21,000円ですけど、今回20,000円という設定になっています。以上です。

議長 今の補足説明がありました。議案第4号について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議長 日程第7、議案第5号 農用地利用集積計画による(利用権移転)申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

主幹 はい。それでは6頁をご覧ください。

(議案朗読)

この案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上であります。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

農政部長 はい。この件については先ほどの部会で全員異議なく承認相当でよろしいとの事でした。以上です。

議長 農政部長より補足説明がありました。会議規則第11条議事参与に関する案件であります。2番委員、退席願います。

(2番委員 退席)

議長 議案第5号について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 議案第5号について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

(2番委員 入場、着席)

議長 日程第8、議案第6号 農用地利用集積計画による(利用権設定・農地中間管理権)申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

主幹 はい。それでは7頁をご覧ください。なお、詳細については別綴りとして、議案第6号資料をまとめていますので、そちらをご覧ください。

(議案朗読)

これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上であります。

議長 これらの案件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

農政部長 はい。先ほどの部会におきまして、全員異議なく承認相当でよろしいとの事でした。以上です。

議長 農政部長より補足説明がありました。この件につきましては、会議規則第11条議事参与に関する案件を先に審議いたします。6番委員、退席願います。

(6番委員 退席)

議長 番号233、234について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 番号233、234について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

(6番委員 入場、着席)

議長 これで議事参与に関する案件が終了いたしました。ほかの案件について審議いたします。質疑、意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 議案第6号について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議長 日程9、報告事項があります。事務局説明願います。

主幹 はい。それでは8頁をご覧ください。

(報告朗読)

報告については以上となります。

議長

以上をもちまして、本日の日程が終了しましたので、これにて総会を閉会します。ご協力ありがとうございました。

(閉会 午後4時25分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名、捺印をする。

令和 5 年 1 月 25 日

聖籠町農業委員会

議

長

八幡裕 

聖籠町農業委員会

署名委員

齋藤睦子 

署名委員

齋藤直樹 

